

市政のひろば 主な内容

市民病院特集
 糖尿病性腎症について.....2~4
 税務課からのお知らせ.....6~8
 年金のお知らせ.....9
 年末年始の業務案内.....13
 新入学学用品費(入学前支給)について.....20

こちら消防署.....23
 院長コラム.....24
 私のカルテ.....25
 子どもの目.....26
 街角散歩.....31

行政 & 暮らしの情報

☎
電話

FAX
ファックス

🌐
ホームページ

✉
Eメール

(各担当課のGはグループの略です)

📶
お知らせ

お知らせください
家屋の取り壊しや新增築等

固定資産税は、毎年1月1日を賦課期日として課税します。
 そのため、賦課期日までに家屋の取り壊しや新增築、用途変更、未登記家屋の名義変更、土地の利用状況の変更などをされた場合ご連絡ください。
 ※令和2年1月2日以降に新增築された家屋について、固定資産税評価額を算出するため、税務課家屋担当調査員による家屋調査を随時実施いたしますので、ご協力をお願いします。
問合せ 税務課固定資産税G
 ☎55-022604

家族介護用品支給事業

自宅で高齢者の介護をしている家族の方の負担を軽減するために、介護用品を支給します。

対象 次のすべてに該当する方

- ・市内に居住している方
- ・要介護者および介護者が市民税非課税世帯の方
- ・介護保険法の規定による認定が要介護度4.5の高齢者(40歳以上65歳未満であつて特定疾病に該当する場合を含む)を自宅で介護している家族の方

支給品目 紙おむつ、尿取りパッド、介護用手袋、防水シーツ、ウエットティッシュ、口腔ケア用品(上限年間6万円相当分)

実施時期 2月
申込 12月7日(月)~18日(金)に直接左記へ(土日曜日は除く)。

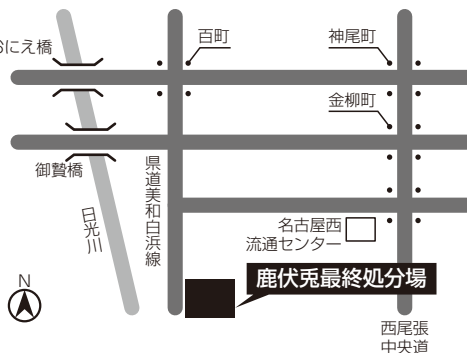
問合せ 高齢介護課長寿福祉G
 ☎24-11118



リサイクルステーションについて

鹿伏兔最終処分場において、リサイクルステーションを開設しています。資源リサイクルで、ごみ減量にご協力ください。

開設場所 鹿伏兔最終処分場(鹿伏兔町字袴腰32番地)



開設時間 午前9時~午後3時30分
 (土日曜日、祝休日、年末年始は除く)

搬入可能物 新聞紙、段ボール、古着、空き缶(スプレー缶等含む)、空きびん、使用済食用油、小型家電製品(携帯電話スマートフォン、電話機、携帯ラジオ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ポータブルDVDプレーヤー、携帯音楽プレーヤー、iCレコーダー、USBメモリー、電子辞書、ゲーム機、ポータブルカーナビ、ドライヤー、電気力ミソリ、各種機器のリモコンやACアダプター等)

注意事項 家電リサイクル法に定められているテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等の搬入はできません。お買い求めの販売店にご相談ください。

問合せ 清掃事務所 ☎26-42208

年末年始および祝日の 家庭ごみの収集

各家庭に配布の「家庭ごみ&資源の分け方と出し方」を参考に分別し、13ページの「年末年始を含む収集日程表」とおり間違いないように出してください。

問合せ 清掃事務所 ☎26-42200



ごみの分別排出について

集積場の利用について

集積場は、地域の皆さんの相互協力により共同利用されています。

誰もが気持ちよく利用できるよう、集積場を利用される一人ひとりが排出ルールを守るとともに、清潔保持等に協力いただきますようお願いいたします。

○ごみは、必ず午前8時30分(時間厳守)までに排出してください。

○地域外の集積場へのごみ持ち込みは、ごみ、たくわんの苦情が寄せられています。地域により、集積場面積の大小や距離の遠近等は様々ですが、必ず地域の決められた集積場にごみを排出してください。

ごみの分別について

最近、可燃ごみへのびん空き缶などの不燃物混入が見受けられます。

また、プラスチック製容器包装の分別を、理解していない排出も多く見受けられます。プラスチック製容器包装(青袋)は、**②**(リサイクルマーク)が付いているプラスチック製の容器および包装が収集対象です。「家庭ごみ&資源の分け方と出し方」を参考に、間違いないように出してください。

処理困難物について

ガラス、陶器、コンクリート殻、消火器、ボウリング球、自動車部品等の処理困難物については、清掃事務所までお尋ねください。

一時的な多量ごみについて

ご家庭から一時的に多量のごみが出る場合は、一回につき5袋程度で、数回に分けて出してください。か、鹿伏兎最終処分場で許可書発行後に焼却施設(海部地区環境事務組合八穂クリーンセンター)への自己搬入をお願いします。

※分別が間違っているごみは、収集されません。

※粗大ごみは、粗大ごみ受付センター

(☎31-32004)へお尋ねください。
問合せ 清掃事務所 ☎26-42200

町内会とは

問合せ 市民協働課地域コミュニティG ☎55-9298

町内会は、住みよい地域づくりや、地域の課題を解決するため、住民同士の交流や環境整備など、さまざまな活動に取り組んでいます。

町内会代表者の役割について

昭和61年から、嘱託員および衛生委員個人への委嘱は廃止となり、平成26年に「嘱託」から「町内会代表者」へ名称が変更となりました。

町内会運営上の取り決め事は、町内会の皆さんで話し合って決められ、また、市に対しての要望も、町内会の皆さんの総意の元、町内会要望として提出されます。

町内会に助成金を交付しています

市では、地域の環境保全活動、町内会と市との連絡調整などを行っていただくため、町内会に対して助成金を交付しています。

助成金は、年2回に分けて振り込み、12月に後期分を交付します。

各町内会においては、安心・安全なまちづくりを目指し、様々な取り組みをいただいておりますので、それらの活動の一助としてご利用ください。

転入された方、転出予定の方へ

町内会は、地域の住民同士が支え合い、助け合うことにより、住みよい地域づくりをするために組織されている任意団体です。町内会にはそれぞれのルールがあり、安心して暮らせる地域づくりのためには、住民である皆さんの相互の協力が大切です。

市では、町内会代表者に、様々な活動にご協力をいただいています。

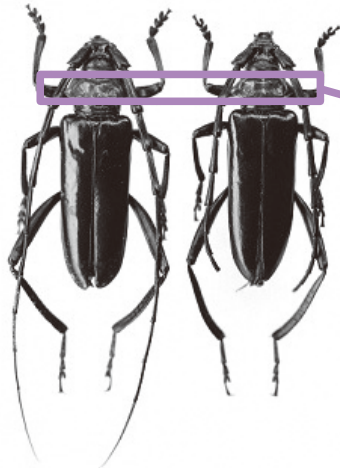
転入された方、転出予定の方は、円滑な町内会業務の運営のため、町内会代表者へご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。



特定外来生物クビアカツヤカミキリにご注意ください

問合せ 生活環境課環境保全G ☎55-9368

津島市内で特定外来生物のクビアカツヤカミキリ(図1)による樹木の被害が確認されました。クビアカツヤカミキリは主にサクラ、ウメ、モモなどの樹木の幹や主枝の割れ目に産卵し、幼虫が樹木内を食害する害虫であることから、寄生された樹木が弱り、枯死する原因となっています。



この部分が
赤いのが特徴です

▲図1 クビアカツヤカミキリ(左が雄、右が雌)
戸田 尚希氏 撮影

クビアカツヤカミキリを生きたまま運搬することは、違法行為となりますので、見つけたらその場で駆除をお願いします。また、ご自宅の庭木で図のようなカミキリムシやフラス(木くず、フンの混合物(図2))を見つられた方は、問い合わせ先までご連絡をお願いします。

詳しい情報は市ホームページをご覧ください。



▲図2 フラスの様子

犬のフン放置に 警告!

イエローチョーク作戦に参加しよう

問合せ 生活環境課環境保全G ☎55-9368

「イエローチョーク作戦」は、地域の住民が主体となって取り組む犬のフン放置対策です。

フン害に悩む地域に監視の目があることを示すためイエローチョーク作戦を実施して飼い主に認識してもらうことで、マナーが向上し、フン放置がなくなることを目指します。

どんな活動をするの?

- ①道路上に放置された犬のフンの周囲をイエローチョークで丸で囲みます。
 - ②当該フンの横に発見日時を記入します。
 - ③日または時間を変えて当該フンの状況を再度確認した際に、そのままフンが放置されていたときは確認した日時を、フンが除去されていたときは確認した日時とともに「なし」と記入します。
- ①～③の行動を1週間続けます。

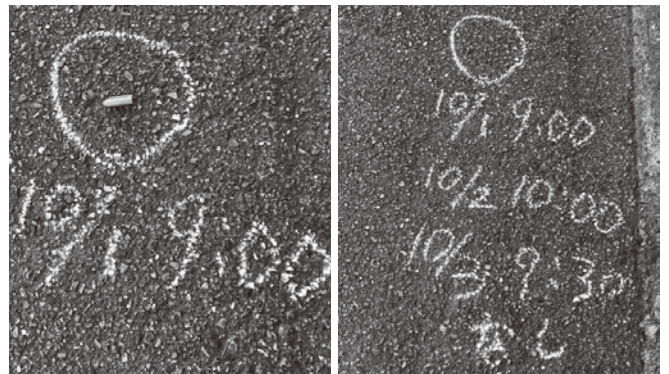
申込

- ◆イエローチョーク作戦参加申込書を生活環境課の窓口へ提出します。
- ◆参加者には、使用物品を支給します。
 - ・イエローチョーク作戦実施マニュアル(1件につき1部)
 - ・イエローチョーク(1件につき2本)
 - ・設置型のイエローカード(イエローチョークで書くことができない場所で実施する場合)
 - ・その他市長が必要と認めた物品

注意事項

- 市民の皆さんによるボランティア活動です。
- 許可なく私有地や他人の管理地には書かないでください。

イエローチョーク作戦実施例



▲①、②

▲③

地球温暖化・大気汚染の防止のためにできること

問合 生活環境課環境保全G ☎55-9368

地球温暖化をもたらす二酸化炭素(CO2)濃度が増え続けています。特に冬は、暖房機器の使用等により発生する大気汚染物質等が拡散しにくく、地上付近の空気が汚れやすい季節です。

日ごろの小さな取り組みから、地球温暖化・大気汚染を防止しましょう。



エネルギーの見える化

人の生活から排出される二酸化炭素の大部分は、化石エネルギーの使用により発生します。家庭や事業所で、何に、どれだけのエネルギーが使われているかを知り、無駄遣いを減らすことが大切です。

うちエコ診断(環境省)

家庭で使用する光熱水費などの情報をもとにライフスタイルに合わせた省エネ、省CO2対策のアドバイスを受けることができます。

☎<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/uchieco-shindan/>

全国省エネ推進ネットワーク(一般社団法人環境共創イニシアチブ)

工場等でのエネルギーの使い方、機器の運転・設備の管理等を専門家が診断し、省エネの取り組みのアドバイスを受けることができます。

☎<http://www.shoene-portal.jp/>

皆さんができる取り組み

- ・暖房は、20℃を目安にしましょう。
- ・ unnecessary照明、電化製品、OA機器のスイッチをこまめに消しましょう。
- ・ 不要なアイドリングや急発進、急加速を避け、エコドライブに努めましょう。
- ・ 移動には、公共交通機関や自転車を利用しましょう。

事業所でできる取り組み

- ・ 排出ガスがクリーンで、燃費の良い自動車を使用しましょう。
- ・ 貨物輸送の効率化を進め、自動車の走行量を減らしましょう。
- ・ 良質燃料の使用や燃焼管理の徹底を図りましょう。

犬を正しく飼いましょう

放し飼いをしていませんか

犬を放して飼うことは愛知県の「動物の愛護及び管理に関する条例」で禁止されています。愛犬の散歩時は、必ずリードを付けて、自分だけではなく他人にも安心安全な散歩をしましょう。

フンの片付けは、飼い主の責任です

放置された犬のフンについて、たくさんの苦情が寄せられています。散歩時はビニール袋などを持って、必ず持ち帰りましょう。

無駄吠えをしていませんか

飼犬の鳴き声が、近隣に迷惑をかけていることがあります。夜間や留守中など、無駄に吠えたりしないように「しつけ」が必要です。

しつけが困難なときは、愛知県動物保護管理センターに相談しましょう。

問合 生活環境課環境保全G

☎55-9368

愛知県動物愛護センター

尾張支所

☎0586-78-25005



水道管の冬支度

気温がマイナス4℃以下になると、水道管の水が凍結したり、管が破裂しやすくなったりします。

水道管の凍結を防ぐには

- ・ 水道管に保温材などを巻く
 - ・ 凍結したら水道管や蛇口にタオルなどをかけ、ぬるま湯をかける
- ※熱湯をかけると破裂する危険性があります。



熱湯はダメ

また、次のようなときは、左記へ。

家庭で緊急に修繕が必要なとき

- ・ 凍結により漏水したとき
- ・ 蛇口を閉めても水が止まらないとき
- ・ 水洗便所の水が止まらないとき

連絡先 市指定給水装置工事業者

工事業者の一覧は、市ホームページでご確認ください。

道路上で漏水が発生しているとき

連絡先 上下水道部工務課工務G

☎55-9748

問合 上下水道部管理課管理G

☎55-9728

お知らせ

募集

催し

教室・講座

子育て・健康

スポーツ

全国大会出場

成績発表

栄誉

寄附

年末の安全なまちづくり県民運動

12月1日(火)～20日(日)

「犯罪にあわない」「犯罪を起こさせない」「犯罪を見逃さない」

年の瀬を控え、慌ただしさを感じる時期となりました。年末の準備の買い物や金融機関での入出金の機会が増え、これに伴って住宅侵入盗等の犯罪が増えます。「自分は大丈夫」と油断せず、「自分は狙われている」と気を引き締めましょう。

運動の重点

- ・住宅を対象とした侵入盗の防止
 - ・自動車盗の防止
 - ・特殊詐欺の被害防止
 - ・子どもと女性の犯罪被害防止
- 問合せ 市民協働課交通防犯G
☎55-999000



年末の交通安全県民運動

12月1日(火)～10日(木)

年末は、師走特有の慌ただしさから運転者や歩行者等の注意力が散漫となり、交通事故の多発が心配されます。

交通事故を未然に防止するため、次のことを心がけましょう。

夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の根絶

日没後1時間の死亡事故が多発しています。歩行者や自転車利用者は、明るい衣服や反射材を着用しましょう。飲んだら絶対に車を運転しない、飲酒運転を許さない社会環境をつくりましょう。

子どもを始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保

歩行者は、横断歩道を利用する、信号を守る、歩行者横断禁止標識のあるところでは横断しない等、交通ルールを守りましょう。運転者は、子どもや高齢者等を見かけたら、速度を落とすなどの思いやり運転を心がけましょう。

自転車利用者は、二人乗り、並進、飲酒、傘差し、ながら運転等の危険性を知り、安全に利用しましょう。

高齢運転者等の安全運転の励行

加齢に伴う身体機能の変化が運転等に及ぼす影響を踏まえ、高齢者の運転や運転免許証の自主返納について家庭や地域、職場で話し合います。

問合せ 市民協働課交通防犯G

☎55-999000



青少年の非行・被害防止に 取り組む県民運動(冬期)

12月20日(日)～1月10日(日)

非行の芽はやめにつもみながら予冬休みは、開放感から青少年が非行にかかわったり、犯罪被害に遭うことが多くなる時期です。

青少年の健全育成には、地域の皆さんの力が欠かせません。地域の青少年を自分の子と同様に暖かく見守り、声をかけましょう。

主唱 県、県青少年育成県民会議、市青少年問題協議会

問合せ 市青少年問題協議会(社会教育課生涯学習G内) ☎55-99421

小規模企業等振興資金融資制度

中小企業者を対象とした運転資金、および設備資金を融資する制度です。ただし、新規開業者は対象外です。

通常資金

融資対象 従業員50人(商業・サービス業30人)以下の会社、個人、企業組合、医療法人、NPO法人

限度額 5000万円

小口資金

融資対象 従業員20人(宿泊業および娯楽業を除く商業・サービス業5人)以下の会社、個人、企業組合、医療法人など

限度額 2000万円(既存の保証協会の保証付き融資残高を含む)

受付窓口 市内取扱金融機関、津島商工会議所

納税状況の確認

所得税(法人の場合)は(法人税)、事業税、県民税、市民税を確認します。

※各融資資金には必要な書類がありますので、相談窓口までお問い合わせください。

相談窓口・問合せ 愛知県信用保証協会 ☎0120-4541754

大規模小売店舗立地法の届出について

大規模小売店舗立地法第5条第1項に基づく届出書が愛知県に提出されました。この届出書は次の場所で縦覧することができます。

店舗名 (仮称)ドラッグコスモス愛宕店
所在地 津島市愛宕町七丁目29ほか

縦覧場所

・愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

午前9時～午後5時30分

・市産業振興課(市役所4階)

午前8時30分～午後5時15分

縦覧期間

令和3年1月29日(金)まで(土・日曜日、祝日は除く)

問合せ 愛知県経済産業局中小企業部商業流通課街づくりG

☎052-95416300



募集

市立看護専門学校 令和3年度 (3年課程)一般入学生

募集人員 15人程度

出願資格 次のいずれかに該当する方

- ・高等学校または中等教育学校を卒業した方および令和3年3月に卒業見込みの方
- ・通常の課程による12年の学校教育を修了した方および令和3年3月に修了見込みの方
- ・高等学校を卒業した方と同等以上の学力があると認められる方
- ・本校における個別の入学資格審査に合格した方で、18歳以上の方

出願期間 1月7日(休)～20日(水)

(郵送の場合、締切日当日消印有効)

受験料 1万円

試験日 2月3日(水)

試験科目 コミュニケーション英語Ⅰ
(筆記試験のみ)、国語(古文・漢文除く)、数学Ⅰ、面接

※詳細は募集要項をご覧ください。

※募集要項は、市ホームページからダウンロードできます。

※募集要項の郵送を希望される場合、返信用封筒(角2切手210円分貼り付け)をお送りください。

問合せ・募集要項請求先

津島市立看護専門学校事務局

〒496-0038

津島市橋町6-34
☎26-4101 FAX 26-4610



愛知県警察官採用試験案内

応募資格

警察官A 大学卒業程度

警察官B 高等学校卒業程度

受付期間 12月9日(水)～23日(水)

第一次試験 1月10日(日)

採用時期 令和3年6月1日(火)以降

予定者数

警察官A 40人、警察官B 40人

※受験案内・申込書は津島警察署および管内各交番で受け取れます。採用時期、予定者数、受験資格、試験方法の詳細は受験案内をご確認ください。

※新型コロナウイルス対策により日程等が変更になる場合があります。

問合せ 津島警察署警務課

☎24-0110

パブリックコメント 皆さんの意見を募集します

津島市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)

令和3年から3年間の本市の介護保険事業に係る基本的事項を定め、地域の実情に応じ、適正な介護保険サービスおよび地域支援事業を提供できるよう、計画の見直しを行い「津島市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。

より良いものとするために、広く市民の皆さんから意見を募集します。

意見募集期間 12月22日(火)～1月15日(金)

公表方法 高齢介護課、神守支所、神島田連絡所の各窓口、市ホームページ(市政・ビジネス→まちづくり・計画→津島市高齢者福祉計画・介護保険事業計画→津島市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画)において本編の閲覧ができます。

意見の提出方法 ご意見のある方は、本編の内容をご確認の上、「住所」「氏名」「電話番号」「ご意見」を明記し、直接または郵送、FAX、電子メールにより、高齢介護課へ提出するか、神守支所、神島田連絡所に設置してある投函箱に投函してください。書式は自由です。なお、1月15日(金)必着とします。

提出先

〒496-8686(住所不要)

津島市役所高齢介護課宛

☎24-1791

✉kaigo@city.tsushima.lg.jp

問合せ 高齢介護課長寿福祉G ☎24-1118



お知らせ

募集

催し

教室・講座

子育て・健康

スポーツ

全国大会出場

成績発表

栄誉

寄附